

特記仕様書（ＬＥＤ照明器具等）

ＬＥＤ照明器具等は次の条件の全てを満たす製品であること。

なお、要求事項については、要求内容を満足することを数値、図面等により示すこと。その際、使用言語は日本語とする。

1 適用範囲

この仕様書におけるＬＥＤ照明器具は、ＬＥＤ専用に設計された器具であり、従来の蛍光灯照明器具に直管形ＬＥＤ照明を取り付けたものは適用外とする。

2 適用規格

この仕様書において特に規定がないものは、次の規格に準拠等するものとする。

(1) 準拠規格

- ア JIS C 8105-1「照明器具－第１部 安全性要求事項通則」
- イ JIS C 8154「一般照明ＬＥＤモジュール－安全仕様」
- ウ JIS C 8155「一般照明用ＬＥＤモジュール－性能要求事項」

(2) 参考規格

- ア JIS C 8152 照明用白色発光ダイオード（ＬＥＤ）の測光方法
- イ JIS C 8105-3「照明器具－第３部 性能要求事項通則」

3 構造

- (1) ＬＥＤ照明器具はこの業務の設置場所における使用環境に耐え得る構造であること。
- (2) ＬＥＤ照明器具は電気用品安全法（ＰＳＥ法）の認定を受けＰＳＥマーク付きのものとすること。
- (3) ＬＥＤ照明器具の形状はベースライト（一体型）とする。
- (4) ＬＥＤ制御装置は照明器具内に内蔵とする。
- (5) (1)から(4)までに示す照明器具以外の器具を選定する場合は、市の承諾を得ること。

4 その他

- (1) ＬＥＤ照明器具等のメーカーは、一般社団法人 日本照明工業会に入会していること。
- (2) ＬＥＤ照明器具等のメーカーは、照明器具の製造・販売の実績が１０年以上であること。